

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
第1章 災害予防計画 第1節 被災者支援のための備え 第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 4 避難所の備蓄物資及び設備の整備 (12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド —	第1章 災害予防計画 第1節 被災者支援のための備え 第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 4 避難所の備蓄物資及び設備の整備 (12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、 <u>パーテーションテント</u>	2	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
第2節 要配慮者安全確保のための備え 第2 在宅要配慮者の救援体制の確保 1 避難行動要支援者の状況把握 <p>市は、市地域防災計画において、<u>要配慮者のうち自ら避難することが困難な</u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	第2節 要配慮者安全確保のための備え 第2 在宅要配慮者の救援体制の確保 1 避難行動要支援者の状況把握 <p>市は、市地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	8	防災基本計画の修正
4 相互協力体制の整 <p>特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者</p>	4 相互協力体制の整 <p>特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と</p>	9	防災基本計画の修正

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考																														
<p>と協力して、<u>避難支援計画</u>の策定をするとともに、<u>避難支援体制の整備</u>に努める。</p> <p>第3節 ボランティア活動のための備え</p> <p>第1 防災ボランティアの定義</p> <p><u>防災</u>ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとN P O等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>活動内容</th><th>養成・登録の有無</th><th>担当窓口</th><th>受入れ窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>県（<u>保健福祉部</u> 市（社会福祉課）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療・防疫</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>県（<u>保健福祉部</u>）</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>第4 防災ボランティア団体との連携</p> <p><u>市では、市内の各種団体や企業等とのネットワーク化を進め、坂東市防災支援連絡会議を設置し、災害時における協力体制を整備している。</u></p> <p>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において<u>防災</u>ボラン</p>	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	一般	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> 市（社会福祉課）	(略)	医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> ）	(略)	<p>協力して、<u>予め支援者を確保するための個別避難計画</u>の策定するとともに、<u>避難支援が必要な避難行動要支援者の避難支援体制の整備</u>に努める。</p> <p>第3節 ボランティア活動のための備え</p> <p>第1 災害ボランティアの定義</p> <p><u>災害</u>ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとN P O等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>活動内容</th><th>養成・登録の有無</th><th>担当窓口</th><th>受入れ窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>県（<u>福祉部</u> 市（社会福祉課）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療・防疫</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>県（<u>保健医療部、 福祉部</u>）</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>第4 災害ボランティア団体との連携</p> <p><u>県、市及び社会福祉協議会は、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、N P O、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。</u></p> <p>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において<u>災害</u>ボラン</p>	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	一般	(略)	(略)	県（ <u>福祉部</u> 市（社会福祉課）	(略)	医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健医療部、 福祉部</u> ）	(略)	11	県地域防災計画の修正
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口																													
一般	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> 市（社会福祉課）	(略)																													
医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> ）	(略)																													
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口																													
一般	(略)	(略)	県（ <u>福祉部</u> 市（社会福祉課）	(略)																													
医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健医療部、 福祉部</u> ）	(略)																													
		13	文言の修正																														
		13	県組織改編																														
		14	県地域防災計画との整合を図るため																														
		15	文言の修正																														

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>ティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>研修制度</u>、災害時における<u>防災</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 避難生活の確保、健康管理 第2 避難所等における生活環境の整備 1 避難所等における生活環境の維持 (略) また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対して、食糧等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>ティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度</u>、災害時における<u>災害</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 避難生活の確保、健康管理 第2 避難所等における生活環境の整備 1 避難所等における生活環境の維持 (略) また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 <u>なお、避難所運営にあたっては、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に運営を図るものとする。</u></p>	15	防災基本計画の修正
		21	市町村避難所運営マニュアルの改定

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達</p> <p>第2 相談窓口の設置</p> <p>2 各種相談窓口の設置</p> <p>(5) 外国人（安否確認、災害関連情報等）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）</p> <p>(7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）</p> <p>(8) 消費（物価、必需品の入手）</p> <p>(9) 教育（学校）</p> <p>(10) 福祉（障害者、高齢者、児童等）</p> <p>(11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）</p> <p>(12) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）</p> <p>(13) 金融（融資、税の減免）</p> <p>(14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）</p> <p>(15) 手続き（り災証明、死亡認定等）</p> <p>(16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）</p>	<p>第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達</p> <p>第2 相談窓口の設置</p> <p>2 各種相談窓口の設置</p> <p>(5) 外国人（安否確認、災害関連情報等）</p> <p><u>(6) 女性（避難生活での困りごと等）</u></p> <p>(7) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）</p> <p>(8) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）</p> <p>(9) 消費（物価、必需品の入手）</p> <p>(10) 教育（学校）</p> <p>(11) 福祉（障害者、高齢者、児童等）</p> <p>(12) 医療・衛生（医療、薬、風呂）</p> <p>(13) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）</p> <p>(14) 金融（融資、税の減免）</p> <p>(15) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）</p> <p>(16) 手手続き（り災証明、死亡認定等）</p> <p>(17) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）</p>	27	県地域防災計画の修正
<p>第8節 要配慮者安全確保対策計</p> <p>第3 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>1 安否確認、救助活動</p> <p>市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>_____</u>を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、シニアクラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残さ</p>	<p>第8節 要配慮者安全確保対策計</p> <p>第3 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>1 安否確認、救助活動</p> <p>市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、シニアクラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残さ</p>	39	防災基本計画の修正

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考																
<p>れた要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。</p> <p>第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 3 災害援護資金の貸付</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付条件</td><td>貸付利率 年3%_____ (据置期間は無利子)</td></tr> <tr> <td></td><td>据置期間 (略)</td></tr> <tr> <td></td><td>償還期限 (略)</td></tr> <tr> <td></td><td>償還方法 年賦<u>又は</u>半年賦_____</td></tr> </table> <p>第4 生活福祉資金の貸付 <u>県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。</u> <u>(新設)</u></p>	貸付条件	貸付利率 年3%_____ (据置期間は無利子)		据置期間 (略)		償還期限 (略)		償還方法 年賦 <u>又は</u> 半年賦_____	<p>れた要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。</p> <p>第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 3 灾害援護資金の貸付</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付条件</td><td>貸付利率 年3%<u>以内で市町村条例で定める率</u> (据置期間は無利子)</td></tr> <tr> <td></td><td>据置期間 (略)</td></tr> <tr> <td></td><td>償還期限 (略)</td></tr> <tr> <td></td><td>償還方法 年賦<u>、</u>半年賦<u>又は</u>月賦</td></tr> </table> <p>第4 生活福祉資金の貸付 <u>県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。</u> <u>なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。</u></p>	貸付条件	貸付利率 年3% <u>以内で市町村条例で定める率</u> (据置期間は無利子)		据置期間 (略)		償還期限 (略)		償還方法 年賦 <u>、</u> 半年賦 <u>又は</u> 月賦		
貸付条件	貸付利率 年3%_____ (据置期間は無利子)																		
	据置期間 (略)																		
	償還期限 (略)																		
	償還方法 年賦 <u>又は</u> 半年賦_____																		
貸付条件	貸付利率 年3% <u>以内で市町村条例で定める率</u> (据置期間は無利子)																		
	据置期間 (略)																		
	償還期限 (略)																		
	償還方法 年賦 <u>、</u> 半年賦 <u>又は</u> 月賦																		
		47	県地域防災計画の修正																
		48	県地域防災計画の修正																

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>第6 農林漁業復旧資金</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>(1) 償還期限 <主務大臣指定施設></p> <p style="text-align: center;"><u>_____</u> 15 年（据置期間 3 年を含む。）以内</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付限度額 <主務大臣指定施設></p> <p>　　貸付対象事業費の 80% 又は 1 施設当たり 　　300 万円 <u>_____</u> 、漁船 <u>_____</u> 　　1,000 万円 <u>_____</u> の 　　いずれか低い額</p> <p>(5) その他 農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。</p>	<p>第6 農林漁業復旧資金</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>(1) 償還期限 <主務大臣指定施設></p> <p style="text-align: center;"><u>果樹の改樹等 25 年（据置 10 年を含む。）以内</u> <u>その他</u> 15 年（据置期間 3 年を含む。）以内</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付限度額 <主務大臣指定施設></p> <p>　　貸付対象事業費の 80% 又は 1 施設当たり 　　300 万円 <u>特認 600 万円</u>、漁船 <u>20 トン未満</u>： 　　1,000 万円、<u>20 トン以上：最大 11 億円</u>）の 　　いずれか低い額</p> <p>(5) その他 <u>日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能</u> <u>市町村長が発行する「り災証明書」が必要</u></p>	52	県地域防災計画の修正